

価格高騰重点支援給付金(令和6年度新たに住民税非課税世帯または住民税均等割のみ 課税となる世帯分)申請書(請求書)
価格高騰重点支援給付金(こども加算分)申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合(転入者がいる世帯))

受付印

支給市区町村(※令和6年6月3日時点の市区町村)

三浦市長 殿

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和6年6月3日時点の世帯の全ての構成員について記載

- 令和6年1月1日及び令和5年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、その時点でお住まいの市区町村が発行する住民税(非)課税証明書を添付して下さい。(該当者全員) ※住民税(非)課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。
- この給付金は、令和6年6月3日時点(基準日)で三浦市に住民登録があり、世帯の全員が、令和6年度に新たに「住民税非課税者のみ」、「住民税均等割のみ課税者または住民税均等割のみ課税者及び住民税非課税者」で構成されている世帯が対象になります。
- この給付金は、1世帯10万円、18歳以下(平成18年4月2日以降に生まれ)のこどもがいる場合は、1人につき5万円(こども加算)を給付するものです。
- 本給付金の提出期限は、令和6年10月31日(当日消印有効)です。

	(フリガナ) 氏 名	申請者 との続 柄	生 年 月 日	現住所と令和6年1月1日、令和5年1月1日時点の住所が異なる	異なる場合には令和6年1月1日及び令和5年1月1日時点の住所を記載	令和6年度、令和5年度 住民税均等割課税状況	こども加 算対象
1	(申請者)	本人		☐ 現住所と同一 ☐ 異なる(R6.1.1) ☐ 異なる(R6.1.1、R5.1.1)		☐ 非課税(R6・R5) ☐ 所得割課税(R6・R5) ☐ 均等割のみ課税(R6・R5) ☐ 未申告(R6・R5)	☐
2			大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる(R6.1.1) ☐ 異なる(R6.1.1、R5.1.1)		☐ 非課税(R6・R5) ☐ 所得割課税(R6・R5) ☐ 均等割のみ課税(R6・R5) ☐ 未申告(R6・R5)	☐
3			大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる(R6.1.1) ☐ 異なる(R6.1.1、R5.1.1)		☐ 非課税(R6・R5) ☐ 所得割課税(R6・R5) ☐ 均等割のみ課税(R6・R5) ☐ 未申告(R6・R5)	☐
4			大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる(R6.1.1) ☐ 異なる(R6.1.1、R5.1.1)		☐ 非課税(R6・R5) ☐ 所得割課税(R6・R5) ☐ 均等割のみ課税(R6・R5) ☐ 未申告(R6・R5)	☐
5			大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる(R6.1.1) ☐ 異なる(R6.1.1、R5.1.1)		☐ 非課税(R6・R5) ☐ 所得割課税(R6・R5) ☐ 均等割のみ課税(R6・R5) ☐ 未申告(R6・R5)	☐

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座) ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名	支店名	種目	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座	
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1			

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、価格高騰重点支援給付金コールセンター(電話046-882-1111 内線541・542・543・544)にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(レ)してください。☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 【価格高騰重点支援給付金(令和6年度新たに住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税となる世帯等・子ども加算分)】(以下「給付金(住民税非課税世帯等・子ども加算分)」という。)の支給要件(※)に該当します。
 ※ 給付金「給付金(住民税非課税世帯等・子ども加算分)」の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。
 ア 世帯の全員が、「令和6年度新たに住民税非課税」又は、「住民税均等割のみ課税者及び均等割のみ課税の方と住民税非課税の方」で構成されている世帯です。
 イ 世帯の全員が、令和6年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではありません。
 (注)住民税における取扱いとして、扶養されているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
 ウ 18歳以下(平成18年4月2日以降生まれ)の子どもがいる場合には、同一世帯で扶養しています。
 エ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいません。
 ※ 子ども加算は、対象者がいる場合のみ。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ ・既に他自治体で同様の給付金を受給している世帯ではありません。
 ・「三浦市価格高騰重点支援給付金(住民税非課税世帯7万円又は住民税均等割のみ課税世帯10万円)」の受給対象となった世帯及び三浦市以外で令和5年度以降に同様の低所得者向けの給付金の受給対象となった世帯ではありません。
- ④ 「給付金(住民税非課税世帯等・子ども加算分)」の支給要件の該当性等を審査等するため、三浦市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、三浦市において支給決定をした後は、「給付金(住民税非課税世帯等・子ども加算分)」の請求書として取り扱います。
- ⑦ 三浦市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、三浦市が指定する日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合には、「給付金(住民税非課税世帯等・子ども加算分)」が支給されないことに同意します。
- ⑧ 「給付金(住民税非課税世帯等・子ども加算分)」の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や「給付金(住民税非課税世帯等・子ども加算分)」の支給要件に該当しないことが判明した場合には、「給付金(住民税非課税世帯等・子ども加算分)」を返還します。

提出書類

- ☐ 価格高騰重点支援給付金(令和6年度新たに住民税非課税世帯または、住民税均等割のみ課税となる世帯分)申請書(請求書)
 価格高騰重点支援給付金(子ども加算分)申請書(請求書)
 (申請を必要とする世帯の場合(転入者がいる世帯))(本書)

※ 必要事項をご記入ください。

- ☐ 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

- ☐ 「現住所と令和6年1月1日、令和5年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分
 令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和6年度住民税(非)課税証明書』の写し(コピー)
 令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税(非)課税証明書』の写し(コピー)

- ☐ 令和6年1月1日、令和5年1月1日に三浦市に住所がある方で、未申告者の方がいる場合のみ
 「令和6年度及び令和5年度市民税・県民税申告書受付書の写し(コピー)」

※ 未申告者の方がいる場合には、三浦市税務課で住民税の申告が必要です。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名